

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ゑびす屋と協定当事者（労働者の過半数を代表する者）は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 本協定は、派遣先で就業する全ての労働者を対象とする（適用職種は別表 1 参照）
但し、待遇決定方式を変更しなければ派遣労働者が希望する就業機会を提供できない場合であって、当該労働者から合意を得た場合等のやむを得ないと認められる事情がある場合などは、この限りではない。

※ 均衡・均等方式企業 株式会社流通サービス騎西営業所

- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等の為、本労使協定の対象とする。
- 3 株式会社ゑびす屋は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情無い限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

第3条 対象従業員の基本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 のとおりとする。

- (1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金水準」に関する職業安定局長通達に定める、職業安定業務統計の別表 1 の職種とする。
- (2) 通勤手当については、基本給とは分離し、第 6 条のとおりとする。
- (3) 地域調整については、通達に定める都道府県別地域指数により算出する。

※派遣先として想定される地域（埼玉県、千葉県、東京都、茨城県）

第4条 対象従業員の基本給は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

- (1) 別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上
- (2) 別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年	B ランク：3 年
C ランク：1 年	D ランク：0 年

- (3) 対象従業員の基本給与の額について、勤務年数のみで判断せず職能ランクに応じた評価を行うものとする。
その際の評価決定方法は毎年 1 月に面談を行い、目標設定を行った結果を半年毎に派遣先より情報提供を受け、派遣元で公正に判断するものとする。
- (4) 基準値の決定は令和 8 年 4 月時点での賃金をベースにスタートするものとする。

2 株式会社ゑびす屋は、第 4 条 (3) の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の 1～3% の範囲で昇給させる事とする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、社員同様に法律の定めに従って支給する。

第 6 条 対象従業員の通勤手当は、基本的に局長通知に定められた一般労働者の平均交通費（79 円）を時給に組み込んで支給することとする。
万が一上記規定による支給が困難な場合は、通勤に要する実費に相当する額を支給する規定を選択する場合がある。

実費支給要件

【車・バイク通勤】

都道府県ガソリン平均価格において 3/1 時点の価格を適用することとし、半年毎の更新（9/1 時点）を行うものとする。

通勤距離の計算方法は現住所から就業先までの最短距離を Google map で計算し、車種に関わらず 10 k m/ℓ（バイク通勤者は 20 k m/ℓ）で計算する。

【電車・バス】

公共交通機関の利用料金を支給
基本契約時間×79 円を上限とする。

【自転車・徒歩】

支給なし

第7条 対象従業員の退職手当は別紙（派遣労働者退職金制度 別表3）に基づき支給する。

(1) 退職手当については、基本給とは分離し、対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は次に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

① 退職手当の受給に必要な最低勤続年数：

通達別添4に定める「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも5年）

② 退職時の勤続年数ごと（5年、10年、15年、20年、30年、33年、定年）の支給月数：

「令和6年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）の大学卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値として通達に定めるもの

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く）、福利厚生やその他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

（教育訓練）

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき、別途定める「株式会社あびす屋教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項については別途、労使で誠実に協議する。

（有効期限）

第11条 本協定の有効期限は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。